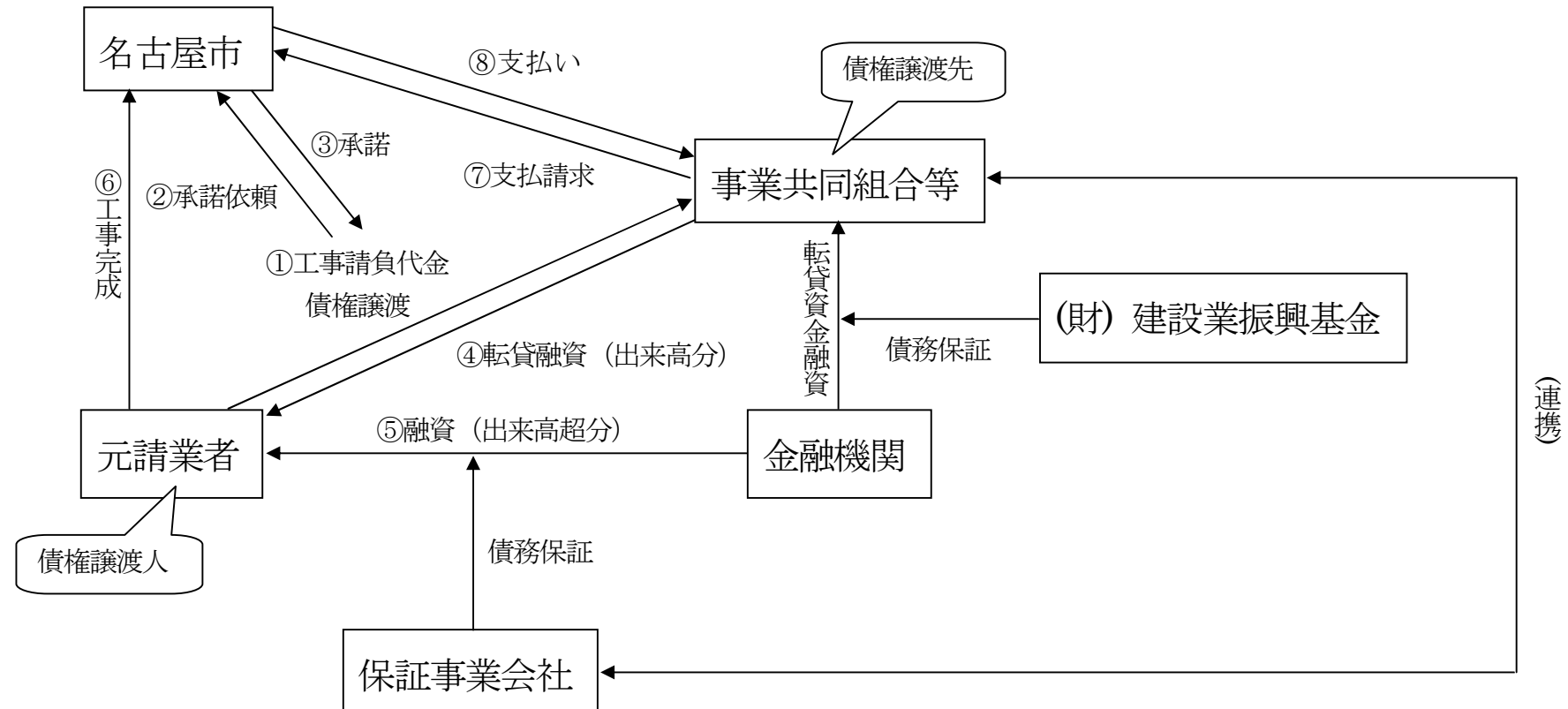


地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に係る事務の流れ

工事発注局（支払い局）	工事主管局	契約局
	(業者への対応、指導等)	
	債権譲渡承諾依頼書・承諾書 (様式1－1又は1－2) 債権譲渡契約書 (様式2－1又は2－2) (写し) 印鑑証明書（3月以内） 工事履行報告書（様式3） の受付（書類①） 出来高が2分の1以上あるかどうかを確認し、契約局へその結果（様式4）と書類①を送付	
		債権譲渡人 債権譲受人 対象工事 の確認 承諾・不承諾の決定 依頼者へ通知（様式1－1又は1－2又は5） 工事主管局へ承諾・不承諾の結果（様式4）と残った書類①（不承諾の場合は様式5(写し)を加えて）を送付
	書類①は、契約書等といっしょに整理・保管 工事発注局へ通知	
債権者を債権譲受人に変更		
(工事完成)		
	支払請求書 債権譲渡承諾依頼書・承諾書 (確定日付のあるもの) (写し) 債権譲渡契約書(写し) の受付（書類②） 工事発注局へ書類②を送付	
書類②により会計室へ支出依頼		

地域建設業経営強化融資制度の概要



地域建設業経営強化融資制度の概要
(電子記録債権を活用したスキームを利用する場合)

